業務的速報

No. 4 発行 12. 8. 23

JR東労組 業務部

一等使間の取扱いに関する協約」の中5号 次訂に関する申し入れ

現在のJR東日本は、労使協力関係のもと、「労使間の取扱いに関する協約」に基づき、真摯な議論を積み重ねてきました。「労使間の取扱いに関する協約」には、遵守義務として、「会社及び組合は、労働協約を遵守し、相互に権利を尊重し、誠実に義務を履行する。」とあり、労働協約は労使が遵守するべきものです。しかし、一部職場では労働協約を逸脱した取扱いがおこなわれています。協約が守られないと言うことは組合員の利益を守れないことを意味します。

大会等でも多くの発言があったように、不当な賃金カットに対する苦情処理や、ライフサイクルの深度化など本人希望を無視した異動に対する簡易苦情処理が行われています。しかし、本人の主張が反映されないまま、会議は対立で終了しています。組合員の利益を守るためにはその声が反映される協約でなければなりません。よって、下記7項目について労働協約の一部改訂を申し入れしました。

- 1. 第30条第2項を下記のとおり改訂すること。
 - 「2 会議は、その審議にあたっては、苦情申告者又は参考人が出席し、弁明及び報告を基に 審議する。」
- 2. 第30条に下記のとおり第4項を追加すること。
 - 「4 会社及び組合は、苦情処理会議の議事を記録するため、それぞれ1名の書記を出席させることができる。」
- 3. 第34条を下記のとおり改訂すること。 「会議の審議内容は、原則として公開とする。」
- 4. 第44条第1項および第2項を下記のとおり改訂すること。

「苦情の申告を受け付けたときは、直ちに会議を開催し、発令の前日までにその苦情を処理しなければならない。ただし、発令の前日までに処理ができなかった場合は、前節に定める苦情処理会議に移し審議する。この場合、苦情処理会議での審議が終了するまで発令は行わない。」「2 会議は、その審議にあたっては、苦情申告者又は参考人が出席し、弁明及び報告を基に審議する。」

- 5. 第44条に下記のとおり第4項を追加すること。
 - 「4 会社及び組合は、簡易苦情処理会議の議事を記録するため、それぞれ1名の書記を出席させることができる。」
- 6. 第45条を下記のとおり改訂すること。

「会議の審議内容は、原則として公開とする。」

- 7. 第54条第3項(1)を下記のとおり改訂すること。
 - 「(1) 会社は、専従者にいかなる賃金も支給しない。ただし、寒冷地手当及び期末手当については、調査期間の期間率に応じて、支給する。」

労働協約の連守と、組合員の利益を守る協約の確立に向けて、職場から関あう!